

(別紙)

営業区域ごとの不足車両数(※)

(※)不足車両数 = マッチング率90%を確保するために必要な車両数

営業区域名 対象市 (登録車両数)	車両数が不足する曜日及び時間帯 (最小マッチング率)	不足車両数
特別区・武三 特別区、武蔵野市、三鷹市 (26,983台)	月～金 : 7時台～10時台 (78%)	1780台
	金土 : 16時台～19時台 (85%)	1100台
	土 : 0時台～ 4時台 (66%)	2540台
	日 : 10時台～13時台 (88%)	270台
京浜 横浜市、川崎市、横須賀市ほか (6,734台)	金土日 : 0時台～ 5時台 (68%)	940台
	金土日 : 16時台～19時台 (82%)	480台
名古屋 名古屋市、瀬戸市、日進市ほか (5,210台)	金 : 16時台～19時台 (87%)	90台
	土 : 0時台～ 3時台 (67%)	190台
京都市域 京都市、宇治市、長岡京市ほか (5,574台)	月水木 : 16時台～19時台 (81%)	200台
	火～金 : 0時台～ 4時台 (80%)	200台
	金土日 : 16時台～翌5時台 (63%)	490台

・各数値は令和5年10月1日～令和5年12月31日の各社の配車アプリのデータに基づく。

・4月実施時点では、今回公表する不足車両数のうち5割を各社に配分するものとし、残りの5割については以後3ヶ月ごとに一定数を各社に配分する。

・タクシー事業者からの申請車両数の合計が当該地域の不足車両数を超える場合は、申請車両数の比率に従い配分する。

・今回公表の対象としていない営業区域の不足車両数についても、順次公表を予定。